

(様式第3号)

学 則

①申請者の住所・事業者名、電話	〒520-2144 滋賀県大津市大萱6丁目4番10号 社会福祉法人 華頂会 華頂社会福祉専門学校 電話 077-544-5171
②県内の事業所の住所・事業所名、電話	〒520-2144 滋賀県大津市大萱6丁目4番10号 社会福祉法人 華頂会 華頂社会福祉専門学校 電話 077-544-5171 ※申し込み・資料請求先
③指定を受ける研修事業の名称	華頂社会福祉専門学校
④研修課程および学習方法 (該当項目に○)	○ 介護職員初任者研修課程 (通学・通信) ・生活援助従事者研修課程 (通学・通信) (対象地域: )
⑤開講の目的	外国人介護職員の円滑な就労の支援および介護の専門職として育成。外国人介護人材の確保・定着を図る。
⑥指令年月日等 (記入は通知後)	令和6年5月24日 滋賀県指令 第1442号  ※募集広告を行う場合は、必ずこれを明記すること。
⑦受講資格	本研修の受講対象者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (1) ア 滋賀県内の介護施設等で就労している介護分野の技能実習生および特定技能外国人である者 イ ただし、アに該当する者のみで定員に満たない場合は、その他の在留資格で滋賀県内の介護施設等で就労している外国人である者 (2) 日本語能力試験 N3 相当以上の者 (3) 日本での在留期間が概ね6か月以上経過した者 (4) 雇用する事業者が、資格取得に向けた学習意欲があると推薦する者
⑧定員	25名
⑨募集・研修期間	(募集) 令和6年6月1日 ~ 令和6年6月30日 (研修) 令和6年8月1日 ~ 令和7年2月17日 ※研修期間の初日は開校式の日を言う。
⑩研修カリキュラム	カリキュラム日程表 (様式第4号-1) 研修区分表 (様式第4号-2) を参照
⑪研修会場の名称・住所 ・講義 ・演習	講義・演習ともに 〒520-2144 滋賀県大津市大萱6丁目4番10号 華頂社会福祉専門学校
⑫実習施設の名称等	1. 実施する (実習施設利用計画書 (様式第6号参照)) ②. 実施しない
⑬使用テキストおよび通信添削課題 (出版社と名称等)	テキスト 「介護職員初任者研修テキスト」 (中央法規出版社) 第1巻 (第4版) ・ 第2巻 (第3版)
⑭受講手続きおよび本人確認の方法 (選考方法含む)	・受講者には、学則、研修カリキュラム日程表と研修区分表を配布する。 なお、受講申し込みにあたっては、本人確認が必要なことから、開講初日に以下の方法で本人確認を行うので、必ずいずれかの原本を持参。

	<p>※本人確認方法          運転免許証、健康保険証、戸籍抄本、年金手帳、住民票、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、国家資格の免許証又は登録証 など学生カードを作成し、本人の顔写真を貼る。</p> <p>・受講希望者が受講定員を上回った場合、次の基準（上から順に優先度が高い）により選考を行う。          1. 日本語能力試験 N3 相当以上の者を優先する。          2. 日本での在留期間が 6 か月以上経過した者を優先する。          ※さらに定員を上回る場合は、先着順とする。</p>
⑮受講料、テキスト代等および支払い方法（受講料補助制度含む。）	<p>受講料 無料          テキスト代のみ負担（テキスト代：5,500 円）          受講決定後、指定された日までに銀行振込（振込手数料は受講生負担）または学校事務室に持参。</p>
⑯解約条件および返金の有無等	<p>テキストは発注した後は買取り。</p>
⑰欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準	<p><u>やむを得ない理由がない場合、遅刻・早退・欠席は認めない。</u>但し、公共交通機関の遅延による遅刻の場合、遅延証明書の提出があれば 30 分以内の遅刻は出席とみなす。          ※やむを得ない理由とは、原則、受講者の疾病または負傷の場合のみとする。          証明書類（病院の領収書等）を提出すること。</p>
⑱研修修了の認定方法、評価方法と合格基準	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。          評価方法と合格基準：様式第 11 号参照</p>
⑲補講の方法および補講料	<p>研修の一部を欠席・遅刻・早退した者については、その欠席・遅刻・早退した<u>教科の全時間</u>の補講を受けることにより、当該科目を修了したものとみなす。補講の内容は、同一内容の講義・演習の受講、又は、ビデオ視聴とレポート提出とする。          やむを得ない理由以外の理由で欠席・遅刻・早退した場合には補講料金が発生する。補講料金は、本校の他の付帯事業（実務者研修科内規）に準じ、30 分 2,500 円とする。</p>
⑳募集の広報の方法	<p>ホームページにて公開及び募集案内の各事業所への送付          ※広報は指定を受けてから行うこと。</p>
㉑情報公開の方法（ホームページアドレス等）	<p><a href="http://www.kacho-fukushi.ac.jp/">http://www.kacho-fukushi.ac.jp/</a></p>
㉒受講者の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程作成の有無（㊦・無）          なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。</p>
㉓受講中の事故等についての対応	<p>受講中、万が一、事故が発生した場合は、関係者及び関係部署に速やかに連絡し必要な措置を講ずるものとする。</p>
㉔研修責任者名と役職	<p>介護福祉科 専任教員 淵井 真妃</p>
㉕課程編成責任者名と役職	<p>介護福祉科 専任教員 淵井 真妃</p>

㊦ 情報開示責任者名、 役職および連絡先	介護福祉科 専任教員 淵井 真妃
㊦ 苦情相談担当者名、 役職および連絡先	【事業者】 社会福祉法人 華頂会 【事業所】 華頂社会福祉専門学校 介護職員初任者研修 担当 淵井 真妃 077-544-5171
㊦ 事業所の研修担当者 名と連絡先	【事業所】 華頂社会福祉専門学校 介護職員初任者研修 担当 淵井 真妃 077-544-5171
㊦ その他研修に関する 事項	

※情報開示責任者は、責任をもって常にホームページの開示内容を管理・更新すること。

※「その他研修に関する事項」欄には、事業者において特に受講予定者に提示すべき事項があれば記入すること。（求職者支援訓練等を含む。）